令和５年度「省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業」のご案内

埼玉県は、燃料を減らす生産者の取組みを支援します。

- ✓ 燃料を使用する施設経営生産者（野菜、花き、果樹、きのこ類）が対象です。
- ✓ 補助率１／２以内（裏面参照）で、ヒートポンプや循環扇、内張資材等が導入できます。

募集期限

第１回募集：令和６年２月２２日（木）まで
第２回募集（予定）：令和６年４月５日（金）まで
※ただし、第１回募集で、要望額が予算を超過した場合は、第２回募集は行いませんので、原則、第１次募集での応募をするようお願いします。

対象となる生産者（事業参加者）

☐ **燃料**(重油、灯油、LPガス、LNG)を**使用した加温施設**を使用する生産者
（野菜、花き、果樹、きのこ類）

☐**燃料使用量の削減計画（３年間で５%以上の燃料削減）**の作成
※要望額が予算を超過した場合は、削減率の高い参加者から優先採択します

対象施設

☐**栽培実績**があって、加温施設のあるハウス
（新設の施設は対象外）

提出書類

☐ 事業実施計画
☐ 補助対象の内容がわかる資料
・見積書(申請時に1者、事業実施時には3者の見積書が必要です)
・カタログ等
☐対象施設の根拠となる資料（共済等加入資料、eMAFF地図写し）等

補助対象

ヒートポンプ

循環扇

被覆資材

区分	対象例
機器類	ヒートポンプ、循環扇、多段サーモ、局所加温装置等
被覆資材	内張（固定・カーテン等）資材等

補助率１／２以内。詳細は裏面参照。

提出先

深谷市役所農業振興課

↓メールでの提出にご協力お願いします↓
nougyou@city.fukaya.saitama.jp

お問い合わせ先
事業の内容、申請手続きについて：深谷市農業振興課
☎048-577-3298　✉nougyou@city.fukaya.saitama.jp
事業の内容について：埼玉県大里農林振興センター
☎048-523-2812　✉k2328123@pref.saitama.lg.jp

埼玉県「省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業」

＜補助対象となる機器・資材等＞

○　「**省エネルギー生産管理マニュアル（改訂２版）**」（農林水産省生産局、平成30年10月）に掲載された、燃料使用量削減に資する機器・資材等が補助対象になります。

対象	補助対象範囲	補助率・ 補助額上限
【機器類】 ヒートポンプ 循環扇 多段サーモ 局所加温装置 木質ﾊﾞｲｵﾏｽ暖房 など	【補助対象となるもの】 機器代、付帯設備代（架台、ダクト等空調補助設備等）、設置工事費（本体設置のための基礎工事、電気工事含む）等。リースによる導入も可。 【補助対象にならないもの】 中古の機器、廃棄・撤去費、消耗品等購入費、キュービクル（受電設備）等。 【更新等の扱い】 新規導入、追加導入及び耐用年数が超過していない場合でも燃料削減機能向上に係る更新は対象。 燃料削減機能向上に係る機器のへ切り替えでない更新は、耐用年数を超過していれば対象。	補助率1/2以内かつ 上限額1,000万円 /生産者
【被覆資材】	【補助対象となるもの】 ・内張（固定・カーテン等）の被覆資材代、付帯資材代及び設置工事費等。 【補助対象にならないもの】 ・廃棄・撤去費、消耗品等購入費は対象外。 通常の外張被覆は対象外（多重化部分は対象）。 【更新等の扱い】 新規導入、追加導入及び耐用年数が超過していない場合でも燃料削減機能向上に係る更新は対象。 燃料削減機能向上に係る資材への切り替えでない更新は、耐用年数を超過していれば対象。	補助率1/2以内かつ 上限額100万円 /生産者

※いずれも交付決定後の着手分が補助の対象です。また、消費税分は補助対象になりません。

(農水省HP)

「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」